

# 松戸市子ども会育成会連絡協議会規約

## (名称・事務局)

第1条 本会は、松戸市子ども会育成会連絡協議会と称し、事務局を松戸市子ども部子どもわかもの課内におく。

## (組織)

第2条 本会は、松戸市内の単位子ども会育成会及び地区子ども会育成会連絡協議会並びにその協力者により構成する。

## (目的)

第3条 本会は、松戸市内各子ども会の自主性を尊重しつつ、子ども会の健全な活動と発展を図ることを目的にする。

## (事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子ども会の交歓を図る大会の開催
- (2) 子ども会・育成会指導者・リーダー養成のための研修会及び講習会の開催
- (3) 子ども会活動に関する安全教育の実施
- (4) 子ども会及び地区子ども会育成会連絡協議会の育成・支援
- (5) その他子ども会の育成強化を図るため必要な事業

## (役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- |          |      |          |     |
|----------|------|----------|-----|
| (1) 会 長  | 1名   | (6) 専門部長 | 6名  |
| (2) 副会長  | 3名以内 | (7) 幹 事  | 若干名 |
| (3) 書 記  | 3名以内 |          |     |
| (4) 会 計  | 3名以内 |          |     |
| (5) 常任幹事 | 26名  |          |     |

## (名誉顧問・相談役)

第6条 本会のより円滑な運営を図るため、会長が必要に応じ役員会に諮った後、名誉顧問・相談役を置くことができる。

## (常任幹事・幹事)

第7条 常任幹事は、地区子ども会育成会連絡協議会を単位とし、当該地区の会長及び当該地区の会長が推薦する者1名をもって充てる。

2 前項に定める地区子ども会連絡協議会は、次のとおりとする。

松戸地区・明第1地区・明第2地区・馬橋地区・馬橋西地区・小金北地区  
小金南地区・小金原地区・常盤平地区・五香六実地区・東部地区  
矢切地区・新松戸地区

3 会長は、会務の円滑な運営を図るため、第1項に定めるほか、必要に応じ幹事を任命することができる。

## (会計監査)

第8条 本会に会計監査2名をおき、総会で決定する。

2 会計監査は、本会の経理を監査し、総会に報告する。

3 会計監査の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

4 会計監査が任期中に辞任した場合は、役員会に諮った後、後任者を決定し、後任者は前任者の任期を継承するものとする。

### (役員等の選任及び任期)

第9条 第5条第1号から4号役員及び会計監査の選考については、地区子ども会育成連絡協議会会長による役員選考委員会で選考し、役員会で諮った後、総会で決定する。

2 本会の役員を選任は、2年とする。但し、再選は妨げない。

3 役員が任期中に辞任した場合は、役員会で諮った後、後任者を決定し、後任者は前任者の任期を継承するものとする。

### (総会)

第10条 総会は、毎年4月に第2条の構成員でもって開催する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算・決算・事業に関すること。
- (2) 役員承認に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

### (役員会)

第11条 役員会は、第5条の役員を構成員として、必要に応じて随時会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 予算及び決算の審議
- (2) 事業計画の審議
- (3) 事業運営の審議・決定
- (4) その他必要事項

### (役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- (3) 書記は、議事録を作成し、その他の事務処理にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 常任幹事と幹事は、第3条の規定する目的達成のため、各種事業計画の立案、実施、評価を行う。

### (専門部の仕事)

第13条 本会の目的達成のため、専門部をおく。

- (1) 総務部
  - ① 子ども会・育成会の組織及び運営・推進及び連絡調整に関すること。
  - ② 未組織地域並びに休眠団体に対する組織育成に関すること。
  - ③ 他団体との調整に関すること。
  - ④ 備品の管理に関すること。
- (2) 事業部
  - ① 事業活動の企画運営に関すること。

(3) 研修部

- ① 子ども会会員・育成会会員の研修に関する事。
- ② 子ども会指導に関する調査研究に関する事。

(4) 育成部

- ① ジュニア・シニアリーダーの育成に関する事。
- ② 成人指導者の育成に関する事。
- ③ 子ども会への派遣活動に関する事。

(5) 安全部

- ① 子ども会活動の安全教育の普及、充実に関する事。
- ② 安全会に関する事。
- ③ 事故に関する調査研究に関する事。

(6) 広報部

- ① 松戸市子ども会育成会連絡協議会機関紙の編集発行に関する事。
- ② 子ども会活動に必要な資料の収集及び作成配布に関する事。
- ③ その他広報宣伝についての調査研究に関する事。

- 2 各専門部員は各地区子ども会育成会連絡協議会より1名以上推薦する。
- 3 専門部長は会長が任命し、副部長は部員の中で互選により選出する。
- 4 専門部会は必要に応じ随時部長が招集する。
- 5 専門部会構成上特に必要と認めるときは役員会の承認を得て会長委嘱部員をおくことができる。
- 6 専門部員の任期は役員に準ずる。

**(経費)**

第14条 本会の経費は、会員の会費及び補助金、寄附金、その他の収入を充てる。

**(会費)**

第15条 会費は、1子ども会育成会につき年額3,200円とする。

**(会計年度)**

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終る。

**(規約改正)**

第17条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の議決を要する。

**(慶弔)**

第18条 役員に慶弔が生じたときは、次により定める。

- 1 弔事 本人 10,000 円
- 2 慶弔に対しては、一切答礼しないものとする。
- 3 その他慶弔が生じた場合は4役において協議する。

付則

この規約は、昭和60年4月10日から施行する。

この規約は、平成4年4月11日から施行する。

この規約は、平成9年4月12日から施行する。

この規約は、平成12年4月9日から施行する。

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

この規約は、平成16年4月3日から施行する。

この規約は、平成21年4月4日から施行する。

この規約は、平成25年4月6日から施行する。

# 松戸市子ども会育成会連絡協議会表彰規定

## (目的)

第1条 この規定は、子ども会の振興に特に功績が顕著であった個人又は団体を表彰することにより、その功績を讃え、労をねぎらい、もって子ども会活動の進展に寄付することを目的とする。

## (表彰を受けるもの)

第2条 個人に対する表彰は、子ども会育成者又は指導者で、次の各号の一つに該当し、かつ5年以上維持している者に対し表彰を行う。ただし、第3号はこの限りではない。

- (1) 永年子ども会に関係し、その功績が顕著であった個人。
- (2) 子ども会振興のために貢献した個人。
- (3) 前各号に掲げるものの他、表彰することが適当であると認められる業績のあった個人。

2 団体に対する表彰は、各単位子ども会、地区子ども会育成会連絡協議会等で次の各号の一つに該当するものに対し表彰を行う。

- (1) 子ども会振興について、その功績が顕著であった団体。
- (2) 前号に掲げるものの他、表彰することが適当であると認められる業績のあった団体。

## (表彰を受けるものの決定)

第3条 表彰を受けるものは、推薦書(第1号様式)をもって松戸市子ども会育成会連絡協議会会長に提出し、選考委員会によって決定される。

## (選考委員会)

第4条 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- |      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 市子連会長   |
| 副委員長 | 市子連副会長  |
| 委員   | 地区連代表幹事 |

## (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び感謝状を授与して行う。

## (表彰の期日)

第6条 表彰は、毎年松戸市子ども会育成会連絡協議会総会にて行う。ただし、特に必要のある時は、臨時に行うことができる。

## (補則)

第7条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## (付則)

第8条 この規定は、昭和64年1月1日より施行する。

## 被表彰者推薦書

平成 年度市子連会長表彰の該当者(団体)として、下記のとおり推薦します。

記

ふりがな 個人(団体)名	
住 所	松戸市
電 話	
子ども会での活動の経歴	
推 薦 理 由	

平成 年 月 日

松戸市子ども会育成会連絡協議会会長 様

推 薦 \_\_\_\_\_ 地区連  
会 長 \_\_\_\_\_

# 松戸市子ども会育成会連絡協議会組織図

